

平成31年度臨時職員の登録希望者を受け付けます

町では、臨時職員として働くことを希望される方にあらかじめ希望する職種等を登録してもらい、必要に応じて雇用条件に合う方を登録者の中から選考し、任用しています。

なお、この制度は任用を確約するものではなく、他に就職したり、進学したりすることを拘束するものではありません。

■問合せ 総務課秘書室 ☎72-6901

- ▼登録条件 登録を希望する職種に必要な資格免許を取得している方で、町に通勤可能な方(地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する方は登録できません)
- ▼募集予定職種 事務補助員、保育園保育士、保育園用務員、保育園調理員、学校用務員、教育活動指導助手、作業員等
- ▼登録受付期間 随時
- ▼提出書類 臨時職員登録申込書(総務課で配布。町ホームページからもダウンロードできます)
・資格が必要な職種については資格証明書の写し
- ▼提出方法 総務課へ持参または郵送で提出
- ▼任用方法 臨時職員の任用を必要とするときに、雇用条件に合う方を書類選考し必要とする職場の担当者から面接等の連絡
- ※各課業務の必要に応じての任用となりますので、希望職種の登録者が多い場合や勤務条件が合わないなど、登録期間内に任用されない場合があります。
- ▼登録有効期間 4月1日～平成32年(2020年)3月31日(1年間)
- ※年度途中の申し込みも登録有効期間は、平成32年(2020年)3月31日までとなります。

保育園臨時保育士募集

- ▼雇用期間 原則6カ月(最長1年以内、職種により異なります)
- ▼賃金・通勤手当 町規定により支給(賃金880円から、通勤手当片道2kmから)
- ▼福利厚生 勤務形態により社会保険(健康保険・厚生年金保険)と雇用保険の適用あり
- ▼その他 臨時職員として任用されている間の身分は地方公務員となります。したがって守秘義務や営利企業等の従事制限(兼業の禁止)等、地方公務員としての義務が課せられることとなります。
- 早番のみや遅番のみの方の方も大歓迎です。
- ▼募集人員 若干名
- ▼勤務場所 町内の各保育園
- ▼雇用期間 4月1日～9月30日(6カ月更新あり)
- ▼勤務日数 月20日程度
- ※応相談
- ▼勤務時間(原則)
 - ・午前8時30分～午後5時15分
 - ・午前7時30分～9時30分(早番)
 - ・午後4時～7時(遅番)
- ※応相談
- ▼賃金 日額9,500円
時給1,100円
- ▼通勤手当 町規定により支給
- ▼福利厚生 町規定により社会保

学校臨時職員等募集

○教育活動指導助手

- ▼資格 保育士資格
- ▼申込み 町臨時職員に登録後、履歴書と保育士証の写しをこども未来課に持参または郵送で提出
- ▼申込期限 1月31日(木)
- ▼採用決定 面接実施後、本人に通知します。
- ▼募集人員 若干名
- ▼職種 教育活動指導助手、理科支援員
- ▼内容 町立小中学校の特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍する学級での学習指導や生活指導の補助・小学校理科の実験、観察の補助
- ▼雇用期間 4月1日～9月30日(6カ月更新あり)・長期休業時間は除く
- ▼勤務日数 1週あたり5日(所属学校長が勤務を命ずる日)
- ▼勤務時間(原則)
 - ・小学校 1日あたり①5時間45分②6時間45分
 - ・中学校 1日あたり7時間15分
- ▼資格 原則として、小・中・養のいずれかの教員免許状を有する者(取得見込み含む)
- ▼賃金 時給1,300円
- ▼通勤手当 町規定により支給

○外国語指導助手(ALT)

- ▼福利厚生 町規定により社会保険、雇用保険に加入
- ▼申込み 町臨時職員に登録後、申込書・履歴書・教員免許状の写しを学校教育課に持参または郵送で提出
- ▼申込期限 1月21日(月)
- ※申込書は学校教育課で配布。町ホームページからもダウンロードできます。
- ▼採用決定 面接実施後、本人に通知します。
- ▼募集人員 若干名
- ▼内容 町立小中学校での外国語授業等の補助
- ▼雇用期間 4月1日～9月30日(6カ月更新あり)・長期休業時間は除く
- ▼勤務日数 1週あたり5日(所属学校長が勤務を命ずる日)
- ▼勤務場所 町立小中学校
- ▼勤務時間 1日あたり5時間45分
- ▼条件
 - ・英語を母国語とするか、同程度の英語力を有すること
 - ・大学卒業以上の学歴を有し、心身ともに健康であること
 - ・日常会話ができる程度の日本語能力を有すること
 - ・日本でALTとして働くための就労ビザを取得していること
- ▼賃金 時給2,000円